

沼津市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した、令和元年度定期監査（学校監査）結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年2月26日

沼津市監査委員	大川 正 博
同	宇佐美 文 男
同	高 橋 達 也

沼 教 学 第 6 5 3 号

令 和 2 年 2 月 7 日

沼津市監査委員 大 川 正 博 様  
同 宇佐美 文 男 様  
同 高 橋 達 也 様

沼 津 市 教 育 委 員 会

監査の結果に係る措置について（通知）

このことについて、令和元年12月5日付け沼監第47号の定期監査（学校監査）の結果に関する報告に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	講じた措置の内容
(3)イ(7) 交付金支払処理の適正な事務施行について	交付金からの支払事務の適正な執行を図るため、令和2年1月10日開催の校長会等を通じ、各学校の校長、担当教職員及び事務職員に対して、支払前の事前稟議・決裁の徹底を図った。
(3)イ(4) 源泉徴収事務の適正な執行について	源泉徴収事務の適正な執行を図るため、令和2年1月10日開催の校長会等を通じ、各学校の校長、担当教職員及び事務職員に対して、源泉徴収分の納付に係る期限等、遵守すべき事項の徹底を図った。
(3)イ(ウ) 交付金調書等の記載事項の適正化について	交付金からの支払事務の適正な執行を図るため、調書に記載すべき事項の整理を図り、令和2年1月10日開催の校長会等を通じ、各学校の校長、担当教職員及び事務職員に対してその徹底を図った。